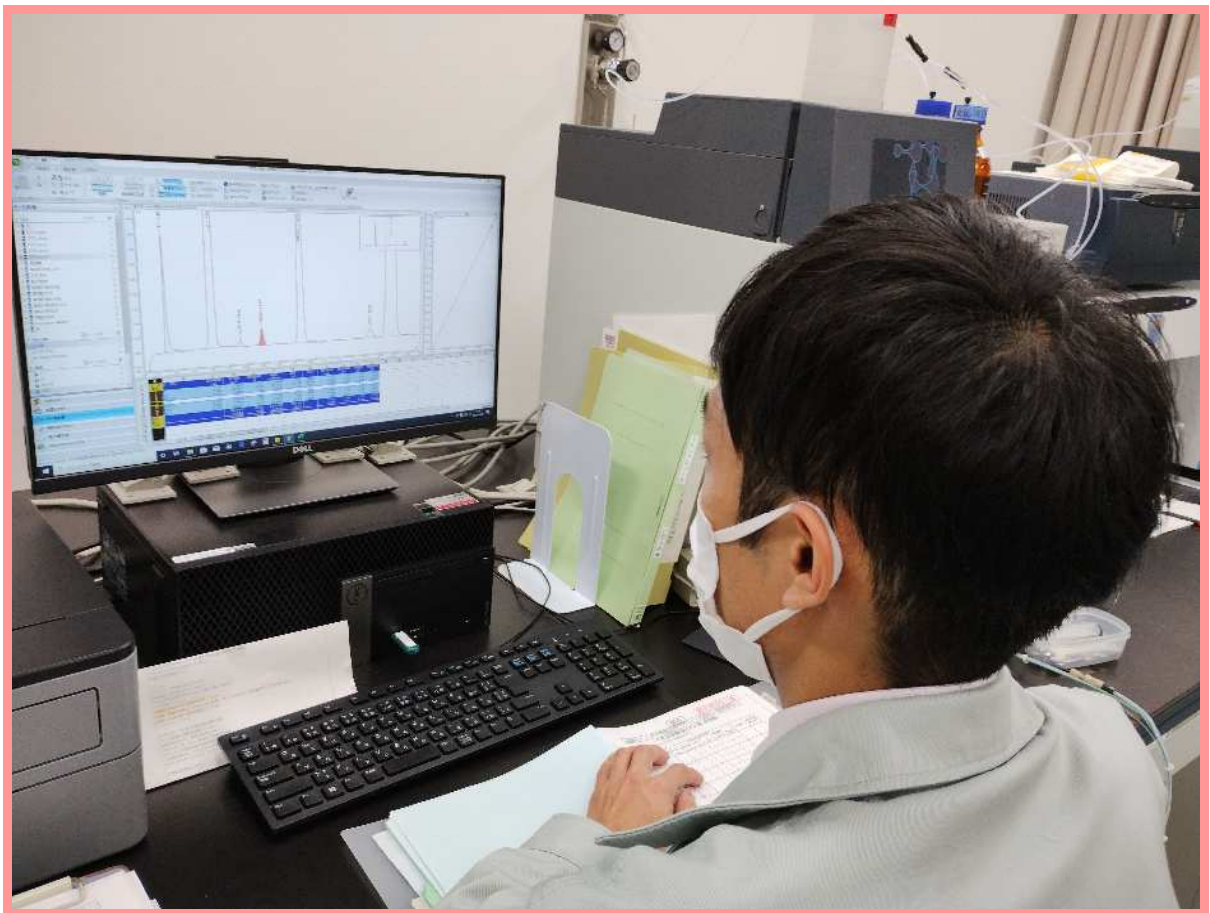


令和 7 年 度

水 質 検 査 計 画



イオンクロマトグラフによる検査

池 田 市 上 下 水 道 部

はじめに

飲料水である水道水は、みなさまから信頼される安全な水でなければなりません。そして、水質検査は水道水が水質基準に適合し安全であることを判断するために不可欠なものです。

そこで、池田市上下水道部では、水道法及び水道法施行規則の規定に基づき水質検査計画を策定し、計画的に水質管理を行います。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源及び水道水の状況
4. 水質検査の検査地点、検査項目及び検査頻度
5. 水質検査の方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己／委託の区分
8. 水質検査の精度管理と信頼性の保証
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査結果の評価
11. 関係機関との連絡体制
12. その他

1. 基本方針

- (1) 池田市における水道水(給水栓)の水質検査は、この水質検査計画に基づき行います。
- (2) 水質検査計画は、水道法に基づき、検査地点、検査項目及び検査頻度を定めることとします。
- (3) 定期検査の検査地点は、水道法で義務づけられた給水栓のほか、水質管理上必要な原水、浄水場出口等とします。
- (4) 検査項目は、水道法に基づく水質基準項目、水質管理目標設定項目及び池田市独自に行う項目とします。

2. 水道事業の概要

池田市では、淀川水系猪名川(一庫ダム放流水を含む)及び淀川水系余野川から取水し、古江浄水場で浄水処理を行い、みなさまのご家庭に給水しています。また、大阪広域水道企業団からも浄水を受水し、給水しています。

(1) 給水状況

令和5年度

区分	内容
給水人口	102,693 人
1日最大給水量	31,719m ³
1日平均給水量	30,017m ³
1人1日最大給水量	309 L
1人1日平均給水量	292 L

(2) 浄水場の概要

浄水場名	古江浄水場
原水の種類	表流水(猪名川) 伏流水(余野川、猪名川神田)
処理能力	57,500 m ³ /日(池田市分)
処理方法	薬品沈澱、急速ろ過、塩素処理
沈澱池	高速凝集沈澱池
急速ろ過池	1、2系:スローダウン逆洗機能付 3系:初期ろ過水捨水機能付
使用薬品	ポリ塩化アルミニウム(PAC) 次亜塩素酸ナトリウム(塩水電気分解)

(3) 給水系統図及び給水区域図

給水系統図を図-1、給水区域及び検査地点を図-2 に示します。

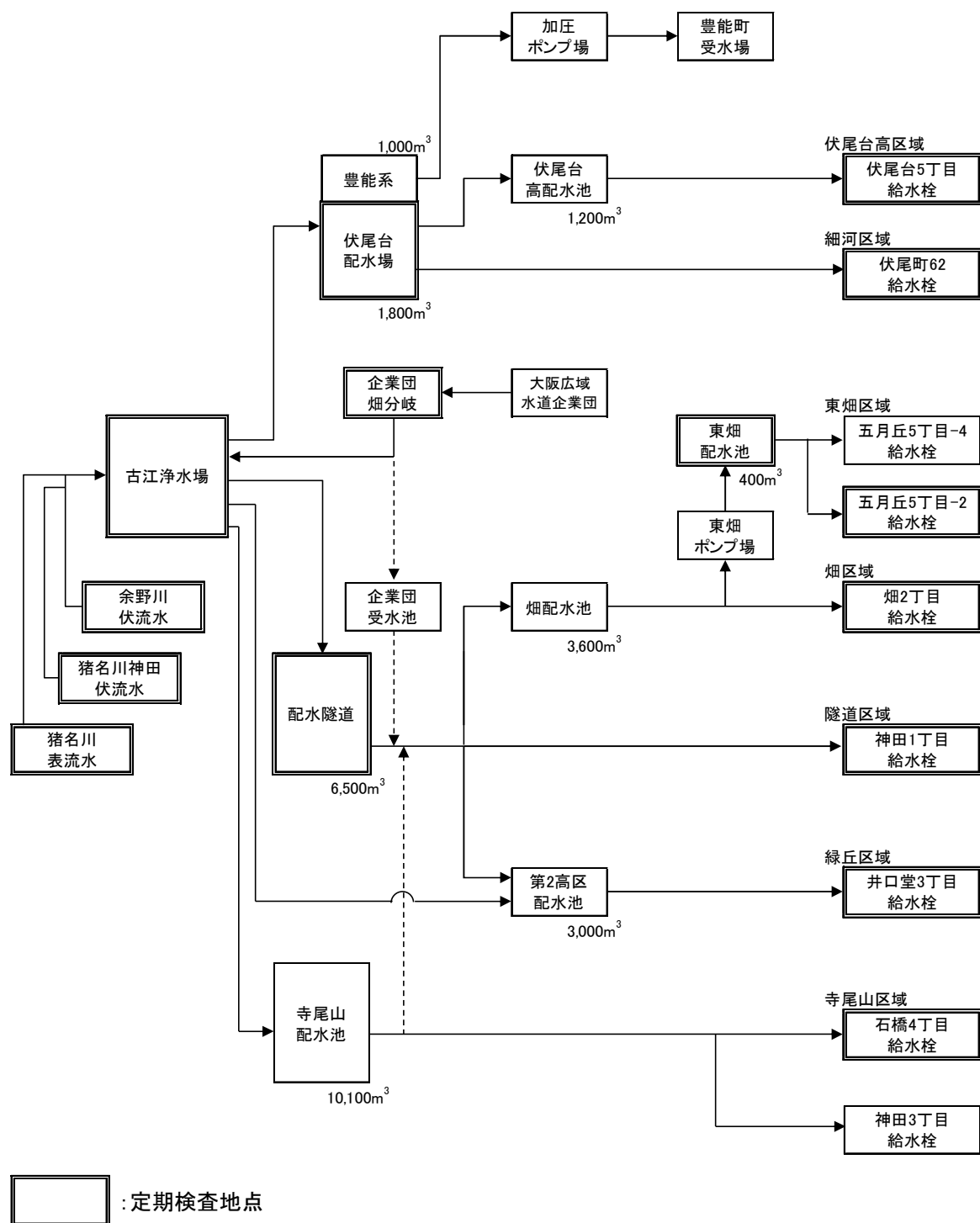


図-1 給水系統図

池田市全図

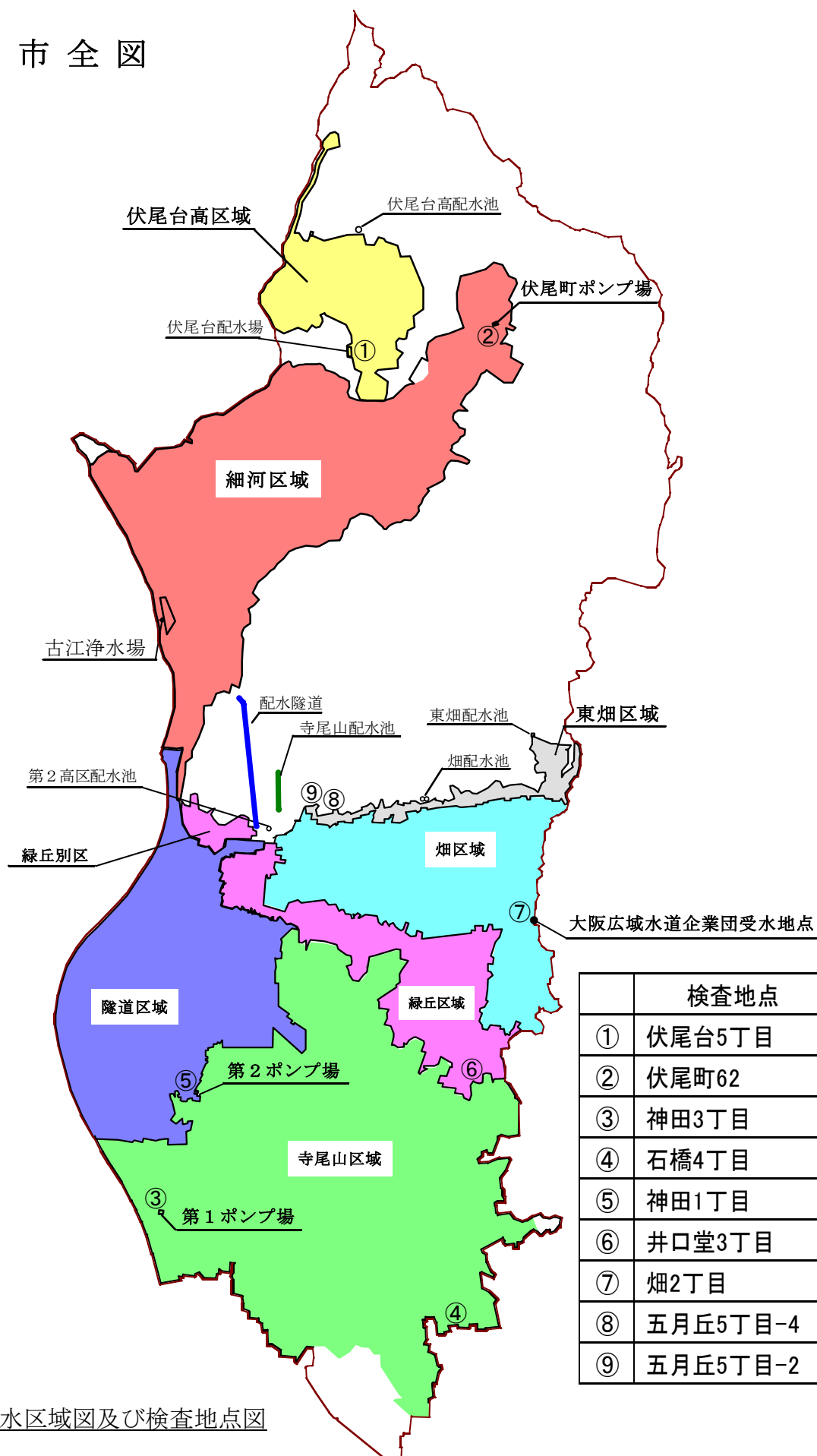


図-2 給水区域図及び検査地点図

(4) 大阪広域水道企業団からの受水状況

浄水場名	三島・万博公園浄水施設、 村野浄水場
原水	淀川
処理方法	生物処理、薬品沈澱、急速ろ過、 高度浄水処理、塩素処理
受水量	1,512 m ³ /日（令和5年度）

3. 水源及び水道水の状況

(1) 水源の状況

①猪名川 表流水

上流域の開発や人口の増加により、水質が悪化した時期がありました
が、現在は下水道の整備などにより水質は改善し安定しています。しか
し、上流部の一庫ダムは富栄養湖に位置付けられており、夏期にアオコ
の発生が見られ、かび臭発生の危険を有しています。また、油流出事故
等の水質汚染事故の恐れがあるため、監視を強化しています。

②余野川 伏流水

余野川の河床の下を流れる伏流水（地下水）であるため、濁度や有機
物などの水質は良好で安定していますが、降雨時に表流水の影響を受
けて水質が悪化する場合があります。また、表流水が少ない時期には伏
流水の水量も減少するため取水量が低下します。

③猪名川 神田伏流水

猪名川の河床の下を流れる伏流水（地下水）であるため、猪名川表
流水に比べて濁度や有機物などの水質は良好で安定しています。しか
し、鉄、マンガン及びアンモニア態窒素の増加が見られる時期があるた
め注意して監視を行っています。

(2) 水道水の状況

浄水場出口及び給水栓の水質は全て水道水水質基準に適合して
おり、水質管理目標設定項目に関しても概ね目標値を満たしていま
す。

4. 水質検査の検査地点、検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査

水道法に定められた色、濁り、消毒の残留効果の検査は、1日1回給水栓で行います。なお、平成30年度より全地点で自動水質監視設備により検査を行っています。

表-1 毎日検査地点

検査地点		地点番号
伏尾台高区域 給水栓	伏尾台 5 丁目	①
細河区域 給水栓	伏尾町 62	②
寺尾山区域 給水栓	神田 3 丁目	③
	石橋 4 丁目	④
隧道区域 給水栓	神田 1 丁目	⑤
緑丘区域 給水栓	井口堂 3 丁目	⑥
畑区域 給水栓	畑 2 丁目	⑦
東畑区域 給水栓	五月丘 5 丁目 4 番地	⑧

検査地点は、図-2 を参照

(2) 定期検査(水質基準項目の検査:51 項目)

定期検査の地点は給水系統を考慮して7ヶ所の給水栓で検査を行い、浄水場出口の浄水、一部配水池及び大阪広域水道企業団水の浄水についても検査を行います。さらに原水の水質状況を監視するための試験も行います(表-2 参照)。

水質基準項目の検査は表-3 のとおり行います。また、水質基準項目(41、44、45^{注1})については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しない事が確認できたため検査地点の見直しを行い、給水栓で行っていた検査を浄水場出口で代表して実施します。

※ 検査地点の見直しについて

水質基準項目(3～5、7、11～20、36、39～41、44、45^{注1})については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる(水道法施行規則第15条第1項第2号)。

注1:水質基準項目番号の詳細については、表-3を参照

表-2 定期検査地点

検査地点			地点番号
原水	猪名川 表流水	古江町 160	
	余野川 伏流水	木部町 488	
	猪名川神田 伏流水	神田 3 丁目	
配水池 等	浄水場 出口	古江町 160	
	伏尾台配水場 出口	伏尾台 5 丁目	
	配水隧道 出口	綾羽2丁目	
	東畑配水池 出口	畑 3 丁目	
	企業団 畑分岐地点	畑 2 丁目	
給水栓	伏尾台高区域	伏尾台 5 丁目	①
	細河区域	伏尾町 62	②
	寺尾山区域	石橋 4 丁目	④
	隧道区域	神田 1 丁目	⑤
	緑丘区域	井口堂 3 丁目	⑥
	畑区域	畑 2 丁目	⑦
	東畑区域	五月丘 5 丁目 2 番地	⑨

検査地点は、図-2 参照

表-3 水質検査項目と検査頻度(水質基準項目)

	水質基準項目		基準値 (mg/L)	法に定める 検査頻度	実施検査頻度	検査地点	区分
	番号	項目					
健康に影響を及ぼす恐れのある項目	1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	1回/月	全ての地点	病原生物
	2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	1回/月	全ての地点	
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	金属
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	8	六価クロム化合物	0.02以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	1回/3ヶ月	1回/月	全ての地点	無機物質
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1回/3ヶ月	1回/月	全ての地点	
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1回/3ヶ月	1回/月	全ての地点	金属
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	14	四塩化炭素	0.002以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	一般有機化学物質
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	17	ジクロロメタン	0.02以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	20	ベンゼン	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	21	塩素酸	0.6以下	1回/3ヶ月	1回/月	原水3地点を除く地点	消毒副生成物
	22	クロロ酢酸	0.02以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点	
	23	クロロホルム	0.06以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点	
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点	
	25	ジブromクロロメタン	0.1以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点	
	26	臭素酸	0.01以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点	
	27	総トリハロメタン	0.1以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点	
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点	
	29	ブromジクロロメタン	0.03以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点	
	30	ブromホルム	0.09以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点	
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点	
生活上支障の生ずる恐れのある項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	色
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	35	銅及びその化合物	1.0以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	味覚
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	色
	38	塩化物イオン	200以下	1回/月	1回/月	全ての地点	味覚
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	40	蒸発残留物	500以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	全ての地点	
	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点、浄水場出口、企業団水	発泡
	42	ジオスミン	0.00001以下	原因発生期に 月に1回以上	原因発生期に 月に1回以上	全ての地点	かび臭物質
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下			全ての地点	
	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点、浄水場出口、企業団水	発泡
	45	フェノール類	0.005以下	1回/3ヶ月	1回/3ヶ月	原水3地点、浄水場出口、企業団水	におい
	46	有機物(TOC)	3以下	1回/月	1回/月	全ての地点	味覚
	47	pH値	5.8～8.6	1回/月	1回/月	全ての地点	基礎性状
	48	味	異常でないこと	1回/月	1回/月	原水3地点を除く地点	
	49	臭気	異常でないこと	1回/月	1回/月	全ての地点	
	50	色度	5度以下	1回/月	1回/月	全ての地点	
	51	濁度	2度以下	1回/月	1回/月	全ての地点	

定期検査項目の検査頻度

イ) 1ヶ月に1回の検査項目

下記の13項目については1ヶ月に1回の検査を行います。

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、塩素酸、塩化物イオン、有機物(全有機炭素量 TOC)、pH 値、味、臭気、色度、濁度

ロ) 概ね3ヶ月に1回の検査項目

上記項目とかび臭物質を除いた36項目の検査を行います。

ハ) かび臭物質の検査

かび臭物質については、水源でかび臭が発生するおそれがある期間に1ヶ月に1回以上の検査を行います。

(3) その他の検査

適正な浄水処理を行うため、水質管理上留意すべき項目として設定された水質管理目標設定項目(表-4-1 参照)については、水質基準に準じ必要な項目及び地点を定めて検査を行い、ダイオキシン類、クリプトスポリジウム、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)についても検査を行います(表-4-2 参照)。

また、水源の監視や浄水処理の工程管理のため、日常試験を行います(表-5 参照)。さらに、余野川の河川調査を年4回行い、季節ごとの水質状況を把握します。

5. 水質検査の方法

水質検査方法は水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号)に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日 厚生労働省告示第261号)により行い、省令に記載されていない項目については上水試験方法(日本水道協会編)などにより行います。

表-4-1 水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値 (mg/L)	実施検査頻度	検査地点
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	1回/3ヶ月	全ての地点
2	ウラン及びその化合物	0.002以下(暫定)	1回/3ヶ月	全ての地点
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	1回/3ヶ月	全ての地点
4	削除	—	—	—
5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	1回/3ヶ月	全ての地点
6	削除	—	—	—
7	削除	—	—	—
8	トルエン	0.4以下	1回/3ヶ月	全ての地点
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	1回/3ヶ月	原水3地点、浄水場出口
10	亜塩素酸	0.6以下	—	—
11	削除	—	—	—
12	二酸化塩素	0.6以下	—	—
13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下(暫定)	1回/3ヶ月	浄水場出口、隧道区域給水栓
14	抱水クロラール	0.02以下(暫定)	1回/3ヶ月	浄水場出口、隧道区域給水栓
15	農薬類	1以下	2回/年	原水3地点、浄水場出口
16	残留塩素	1以下	1回/月	原水3地点を除く地点
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	1回/3ヶ月	全ての地点
18	マンガン及びその化合物	0.01以下	1回/3ヶ月	全ての地点
19	遊離炭酸	20以下	1回/3ヶ月	原水3地点、浄水場出口、隧道区域給水栓、細河区域給水栓
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	1回/3ヶ月	全ての地点
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02以下	1回/3ヶ月	全ての地点
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	—	水質基準項目である有機物(TOC)を検査するため省略
23	臭気強度(TON)	3TON以下	必要に応じて	全ての地点
24	蒸発残留物	30以上200以下	1回/3ヶ月	全ての地点
25	濁度	1度以下	1回/月	全ての地点
26	pH値	7.5程度	1回/月	全ての地点
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上	1回/3ヶ月	全ての地点
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下(暫定)	1回/3ヶ月	原水3地点を除く地点
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	1回/3ヶ月	全ての地点
30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	1回/3ヶ月	全ての地点
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下(暫定)	1回/3ヶ月	猪名川表流水、余野川伏流水、浄水場出口

表-4-2 その他の項目

1	浮遊物質(SS)	—	1回/3ヶ月	原水3地点
2	ダイオキシン類	—	2回/年	原水3地点、浄水場出口
3	環境ホルモン	—	2回/年	原水3地点、浄水場出口
4	クリプトスポリジウム	—	1回/3ヶ月	原水3地点、浄水場出口
5	ジアルジア	—	1回/3ヶ月	原水3地点、浄水場出口
6	大腸菌群	—	1回/月	全ての地点
7	嫌気性芽胞菌	—	1回/月	原水3地点
8	モリブデン	—	1回/3ヶ月	全ての地点
9	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	—	1回/3ヶ月	猪名川表流水、余野川伏流水、浄水場出口

原水、水処理工程及び浄水の水質管理として、下記の地点で試験を行います。

表-5 日常試験

検査地点 検査項目	猪名川 (表流水)	余野川 (表流水)	余野川 (伏流水)	木部原水	混合原水	沈澱処理水	ろ過水	浄水
水温	○	○	○	○	○	○	○	○
濁度	○	○	○	○	○	○	○	○
色度	○	○	○	○	○	○	○	○
味							○	○
臭気	○	○	○	○	○	○	○	○
pH値	○	○	○	○	○	○	○	○
総アルカリ度					○	○		
アンモニア態窒素	○	○	○	○	○			
有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○
電気伝導率	○	○	○	○	○	○	○	○
塩素要求量	○			○	○			
遊離残留塩素						○	○	○
全残留塩素								○
溶存酸素	△		△					
BOD	△		△					

検査頻度：○ 毎日試験(土日祝日は除く)

△ 週1回試験

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 水道施設の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

7. 水質検査の自己／委託の区分

各項目の水質検査を行うに当たり、自己検査と委託検査の区分を表-6-1、表-6-2 に示します。

自己検査のうち、一部水質基準項目(22、24、28、41、44^{注2)}については、豊中市上下水道局が保有する機器を池田市職員が使用し、検査を行います。

委託先としては、市町村水道水質共同検査、大阪健康安全基盤研究所及び水道法に基づく登録検査機関で行い、臨時検査を委託する場合は、委託先と協議の上行います。

試料の採水については、登録検査機関に委託する検査は登録検査機関が行い、その他の検査は水質管理課職員が行います。また、採水した試料を委託検査に依頼する際には、水質管理課職員及び運送業者が試料容器の破損防止対策を講じ、必要に応じて試料を氷冷して速やかに運搬します。

注 2: 水質基準項目番号の詳細については、表-6-1 を参照

8. 水質検査の精度管理と信頼性の保証

水質検査の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整えます。

(1) 水質検査の精度管理

原則として基準値及び目標値の 10 分の 1 の定量下限値を目標として検査を行い、定量下限値付近の測定において有機物は変動係数 20%以下(ただし、TOC は 10%以下)、無機物は変動係数 10%以下の精度の確保に努めます。

(2) 水質検査の信頼性の保証

検査毎に作成した標準作業手順書に従って検査を行い、検査結果の信頼性確保に努めます。

また、環境省及び大阪府による外部精度管理に積極的に参加し、内部においても金属類、揮発性有機化合物を含む水質基準 43 項目について年に 1 回精度管理を実施し、検査技術力の向上に努めます。

※水道水質検査優良試験所規範(水道 GLP)について

水質管理課では、平成 21 年 11 月に日本水道協会より水道 GLP の認定を全国で 56 番目に取得しました。水道 GLP は水道事業体の水質部門や検査機関等が管理された体制の下で適正に検査を実施し、水質検査結果の精度と信頼性の保証を確保するための品質管理システムです。これにより、水質管理課の水質検査精度は高い水準にあると認められました。

令和 5 年度には定期的に実施される中間審査を受け、認定項目の拡大とともにシステムの適切な運用が認められ、令和 6 年 3 月 19 日に認定維持が承認されました。今後も継続して適正な品質管理を行い、正確かつ高精度な水質検査を実施します。



JWWA-GLP056

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画と水質検査結果については「水だより」、「上下水道部ホームページ」で公表します。また上下水道庁舎 2 階総務課でも閲覧できるようにします。

表-6-1 水質検査区分

水質基準項目

	項目	基準値(mg/L)	検査区分	GLP認定
1	一般細菌	100個/ml以下	自己検査	○
2	大腸菌	検出されないこと	自己検査	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	自己検査	○
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	自己検査	○
5	セレン及びその化合物	0.01以下	自己検査	○
6	鉛及びその化合物	0.01以下	自己検査	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	自己検査	○
8	六価クロム化合物	0.02以下	自己検査	○
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	自己検査	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	自己検査	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	自己検査	○
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	自己検査	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	自己検査	○
14	四塩化炭素	0.002以下	自己検査	○
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	自己検査	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	自己検査	○
17	ジクロロメタン	0.02以下	自己検査	○
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	自己検査	○
19	トリクロロエチレン	0.01以下	自己検査	○
20	ベンゼン	0.01以下	自己検査	○
21	塩素酸	0.6以下	自己検査	○
22	クロロ酢酸	0.02以下	自己検査※1	—
23	クロロホルム	0.06以下	自己検査	○
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	自己検査※1	—
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	自己検査	○
26	臭素酸	0.01以下	自己検査	○
27	総トリハロメタン	0.1以下	自己検査	○
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	自己検査※1	—
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	自己検査	○
30	ブロモホルム	0.09以下	自己検査	○
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	自己検査	○
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	自己検査	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	自己検査	○
34	鉄及びその化合物	0.3以下	自己検査	○
35	銅及びその化合物	1.0以下	自己検査	○
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	自己検査	○
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	自己検査	○
38	塩化物イオン	200以下	自己検査	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	自己検査	○
40	蒸発残留物	500以下	自己検査	○
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	自己検査※1	—
42	ジェオスミン	0.00001以下	自己検査	○
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	自己検査	○
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	自己検査※1	—
45	フェノール類	0.005以下	委託検査※2	—
46	有機物(TOC)	3以下	自己検査	○
47	pH値	5.8～8.6	自己検査	○
48	味	異常でないこと	自己検査	○
49	臭気	異常でないこと	自己検査	○
50	色度	5度以下	自己検査	○
51	濁度	2度以下	自己検査	○

管理目標設定項目

	項目	目標値(mg/L)	検査区分
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	自己検査
2	ウラン及びその化合物	0.002以下(暫定)	自己検査
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	自己検査
4	削除	—	—
5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	自己検査
6	削除	—	—
7	削除	—	—
8	トルエン	0.4以下	自己検査
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	委託検査※2
10	亜塩素酸	0.6以下	—
11	削除	—	—
12	二酸化塩素	0.6以下	—
13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下(暫定)	委託検査※2
14	抱水クロラール	0.02以下(暫定)	委託検査※2
15	農薬類	1以下	委託検査※2
16	残留塩素	1以下	自己検査
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	自己検査
18	マンガン及びその化合物	0.01以下	自己検査
19	遊離炭酸	20以下	自己検査
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	自己検査
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02以下	自己検査
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	—
23	臭気強度(TON)	3以下	自己検査
24	蒸発残留物	30以上200以下	自己検査
25	濁度	1度以下	自己検査
26	pH値	7.5程度	自己検査
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上	自己検査
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下(暫定)	自己検査
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	自己検査
30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	自己検査
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下(暫定)	委託検査※2

その他の項目

1	浮遊物質(SS)	—	自己検査
2	ダイオキシン類	—	委託検査※3
3	クリプトスポリジウム	—	自己・委託検査※4
4	ジアルジア	—	自己・委託検査※4
5	大腸菌群	—	自己検査
6	嫌気性芽胞菌	—	自己検査
7	モリブデン	—	自己検査
8	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	—	委託検査※2

※1 : 豊中市上下水道局保有の機器を用いて、池田市職員が検査

※2 : 市町村水道水質共同検査

※3 : 水道法に基づく登録検査機関

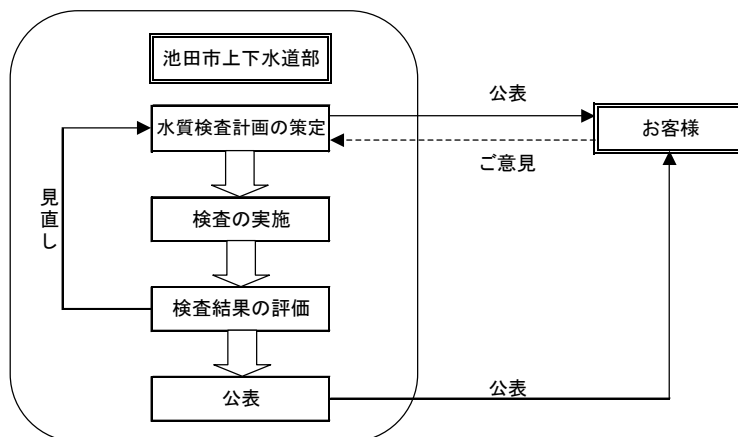
※4 : 大阪健康安全基盤研究所

表-6-2 農薬類の検査区分

農薬名		市町村 水道水質 共同検査	農薬名		市町村 水道水質 共同検査
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	○	59	チオジカルブ	○
2	2,2-DPA(ダラボン)	○	60	チオファネートメチル	○
3	2,4-D(2,4-PA)	○	61	チオベンカルブ	○
4	EPN	○	62	テフリトリオン	○
5	MCPA	○	63	テルブカルブ(MBPMC)	○
6	アシュラム	○	64	トリクロビル	○
7	アセフェート	○	65	トリクロルホン(DEP)	○
8	アトラジン	○	66	トリシクラゾール	○
9	アニロホス	○	67	トリフルラリン	○
10	アミトラズ	○	68	ナプロバミド	○
11	アラクロール	○	69	パラコート	○
12	イソキサチオン	○	70	ビペロホス	○
13	イソフェンホス	○	71	ピラクロニル	○
14	イソプロカルブ(MIPC)	○	72	ピラゾキシフェン	○
15	イソプロチオラン(IPT)	○	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	○
16	イブフェンカルノゾン	○	74	ピリダフェンチオン	○
17	イブロベンホス(IBP)	○	75	ピリプチカルブ	○
18	イミノクタジン	○	76	ピロキロン	○
19	インダノファン	○	77	フィプロニル	○
20	エスプロカルブ	○	78	フェニトロチオン(MEP)	○
21	エトフェンブロックス	○	79	フェノブカルブ(BPMC)	○
22	エンドスルファン(ベンゾエビン)	○	80	フェリムゾン	○
23	オキサジクロメホン	○	81	フェンチオン(MPP)	○
24	オキシ銅(有機銅)	○	82	フェントエート(PAP)	○
25	オリサストロビン	○	83	フェントラザミド	○
26	カズサホス	○	84	フサライド	○
27	カフェンストロール	○	85	ブタクロール	○
28	カルタップ	○	86	ブタミホス	○
29	カルバリル(NAC)	○	87	ブプロフェジン	○
30	カルボフラン	○	88	フルアジナム	○
31	キノクラミン(ACN)	○	89	プレチラクロール	○
32	キャブタン	○	90	プロシミドン	○
33	クミルロン	○	91	プロチオホス	○
34	グリホサート	○	92	プロビコナゾール	○
35	グルホシネート	○	93	プロピザミド	○
36	クロメプロップ	○	94	プロベナゾール	○
37	クロルニトロフェン(CNP)	○	95	プロモブチド	○
38	クロルピリホス	○	96	ベノミル	○
39	クロタロニル(TPN)	○	97	ペンシクロン	○
40	シアナジン	○	98	ベンゾビスクロン	○
41	シアノホス(CYAP)	○	99	ベンゾフェナップ	○
42	ジウロン(DCMU)	○	100	バンタゾン	○
43	ジクロベニル(DBN)	○	101	ベンディメタリン	○
44	ジクロルボス(DDVP)	○	102	ベンフラカルブ	○
45	ジクワット	○	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	○
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	○	104	ベンフレセート	○
47	ジチオカルバメート系農薬	○	105	ホスチアゼート	○
48	ジチオビル	○	106	マラチオン(マラソン)	○
49	シハロホップブチル	○	107	メコプロップ(MCPP)	○
50	シマジン(CAT)	○	108	メソミル	○
51	ジメタメトリン	○	109	メタラキシル	○
52	ジメトエート	○	110	メチダチオン(DMTP)	○
53	シメトリン	○	111	メミノストロビン	○
54	ダイアジン	○	112	メトリブジン	○
55	ダイムロン	○	113	メフェナセート	○
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	○	114	メプロニル	○
57	チアジニル	○	115	モリネート	○
58	チウラム	○	—	—	—

10. 水質検査結果の評価

検査ごとに検査結果の評価を行います。また、検査の評価をもとにして、水質検査計画を見直していきます。



11. 関係機関との連絡体制

猪名川流域の水道事業体及び兵庫県営水道受水事業体とオブザーバーとして近畿地方整備局猪名川河川事務所及び水資源機構一庫ダム管理所で「猪名川水質協議会」を組織し、緊急時の相互連絡通報体制を整備しています。猪名川水質協議会では毎月河川調査、ダム調査を行い、水源の監視や関係機関への要望活動などを行っています。

※ 猪名川水質協議会の構成事業体

池田市、伊丹市、川西市、宝塚市、豊中市、西宮市、箕面市、兵庫県企業庁、猪名川町、大阪広域水道企業団豊能地域水道センター
(計:10 事業体)

猪名川河川事務所、水資源機構一庫ダム管理所(2 オブザーバー)

12. その他

水質検査計画は、みなさまのご意見や検査結果をもとに必要に応じて見直していきます。水質検査計画及び検査結果に関するご意見がございましたら、お名前、ご住所を明記の上、FAX またはメールにて下記の連絡先までお寄せください。

なお、ご意見に対する個別の回答は行いませんのでご了承をお願い致します。ご意見を寄せられた方の住所、氏名の公表はいたしません。

※ 連絡先 : 池田市上下水道部 水質管理課 (古江浄水場内)

Fax : 072-751-2045

Email : suishitsu@city.ikeda.osaka.jp